改正

平成26年4月1日告示第36号 平成27年4月1日告示第46号 平成27年9月17日告示第93号

築上町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、老朽危険空き家の除却に要する費用に対し、予算の範囲内において、除却費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、築上町補助金等交付規則(平成18年規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (補助対象建築物)
- 第2条 補助金の交付の対象となる建築物 (附属する門及び塀を除く。以下「補助対象建築物」という。) は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 築上町内に存する建築物
 - (2) 現に使用されていない建築物
 - (3) 木造又は鉄骨造である建築物
 - (4) 過半が居住の用に供されていた建築物
 - (5) 住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)別表第1において、(い)欄に掲げる評定区分ニの構造の腐朽又は破損の程度における合計評点が100点以上であると測定される 建築物
 - (6) 減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を超 えて存する建築物
- 2 前項の規定にかかわらず、特に町長が認めるものについては、補助対象建築物とする。 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、築上町税等の滞納がない者で、 次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 補助対象建築物の登記事項証明書(未登記の場合は固定資産課税台帳兼名寄帳又は固定資産税納税通知書)に所有者として記録されている者(法人を除く。)
 - (2) 前号に規定する者の相続人

- (3) その他町長が認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象建築物が複数人の共有である場合は、当該共有者全員(補助金の申請をしようとする者が共有者の1人である場合、当該補助金の申請をしようとする者を除く。)から補助対象建築物の除却についての同意を得られない者は、補助対象者としない。ただし、当該補助金の申請をしようとする者が、紛争等が生じた場合の誓約書(第1号様式)の提出が出来るものについては、この限りでない。
- 3 補助対象建築物の登記事項証明書に所有権以外の物権(賃借権を含む。)の設定がある場合に おいて、権利者全員から補助対象建築物の除却についての同意を得られない者は、補助対象者と しない。

(補助対象工事)

- 第4条 補助金の交付対象工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が発注する補助対象建築物の除却工事であって、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第21条第1項に規定する登録を受けた者に請け負わせる除却工事とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。
 - (1) 補助金の交付の決定前に着手した工事
 - (2) 建築物(長屋住宅を除く。)の一部を除却する工事
 - (3) その他町長が不適当と認める工事

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象経費(消費税を除く額をいう。以下「補助対象経費」という。)は、 補助対象建築物の除却に要する額とし、国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費を 上限とする。
- 2 前項に規定する国土交通大臣が定める標準建設費は、補助金の交付の決定をした際における標準建設費を使用するものとする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、 500,000円を上限とする。
- 2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。 (事前相談)

第7条 補助事業を行おうとする者は、事前に環境課と相談を行い、補助事業の対象となるか協議を行うものとする。

(交付の申請)

- 第8条 補助金の交付の申請者は、築上町老朽危険空き家除却費補助金交付申請書(第2号様式) に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 補助申請者が町税等を滞納していないことを証する書類
 - (2) 工事計画書(第3号様式)
 - (3) 工事見積書(内訳明細の付いたもの)
 - (4) 現況写真
 - (5) 補助対象者が本補助金の交付申請手続を他の者に委任する場合は委任状
 - (6) その他町長が特に必要と認める書類

(交付及び不交付の決定)

- 第9条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(第4号様式)を用いて申請者に対して通知するものとする。
- 2 町長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、補助金不交付決定通知書(第5号様式)を用いて申請者に対して通知するものとする。

(交付の条件)

- **第10条** 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項について条件を付する ものとする。
 - (1) 補助対象工事が建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事である場合には、 同法第10条第1項に規定する届出をすること。
 - (2) 交付決定の通知を受けた日から起算し60日以内に補助対象工事を完了すること。
 - (3) 実績の報告に工事代金領収書の写しを添付しなかった場合において、補助対象工事を請け 負った者に工事代金を支払ったときは、速やかに当該領収書の写しを町長に提出すること。
 - (4) 補助金の交付の決定を受けた者が、補助対象工事完了後の跡地の所有者である場合には、 その跡地を、周囲に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
 - (5) その他町長が特に必要があると認める事項

(申請内容の変更)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金交付申請の内容変更の承認申請をするときは、 補助金交付申請変更承認申請書(第6号様式)により申請するものとする。

- 2 前項に規定する変更の申請には、変更前後の内容を示す町長が必要と認める書類を添付するものとする。
- 3 町長は、第1項に規定する変更の申請を受け、承認した場合は、補助金交付申請変更承認通知書(第7号様式)を用いて申請者に対して通知するものとし、承認しなかった場合は、補助金交付申請変更不承認通知書(第8号様式)を用いて申請者に対して通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第12条 補助金の交付の決定を受けた者が、申請の取下げをしようとする場合には、速やかに町長に対し、補助金交付申請取下げ書(第9号様式)により、申請の取下げを届け出るものとする。 (決定の取消し)
- 第13条 町長は、前条の届出にかかる補助金交付決定の取消しについては、補助金交付決定取消通 知書(第10号様式)を用いて届出者に対して通知するものとする。

(完了報告書)

- 第14条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象工事が完了した日から60日以内又は当該年度 3月10日までのいずれか早い日までに、工事完了報告書(第11号様式)に次に掲げる書類を添え て、町長に提出しなければならない。
 - (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 工事完了写真
 - (3) 工事を行った者の工事完了証明書(第12号様式)
 - (4) 工事代金領収書の写し
 - (5) その他町長が特に必要と認める書類
- 2 規則第13条の規定による実績報告の提出は、工事完了報告時に実績報告に係る関係書類の提出 を受けているため、工事完了報告を行うことにより、実績報告を行ったものとする。

(完了確認)

- **第15条** 町長は、前条の規定により完了報告の提出を受けたときは、当該事業がこの告示に適合しているかを確認するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による確認の結果、必要があると認めるときは、当該事業を適切に行うため必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(補助金の額の確定)

第16条 町長は、第14条の報告を受けて補助金の額を確定するときは、補助金確定通知書(第13号 様式)を用いて報告者に対して通知するものとする。 (補助金の請求)

第17条 補助金の確定通知書を受けた交付決定者が補助金の交付の請求をするときは、補助金の確 定通知書受領後、速やかに、町長に対し、補助金交付請求書(第14号様式)を提出するものとす る。

(帳簿等の整備及び保管)

- 第18条 補助金の交付を受けた者は、補助対象工事に係る経費の収支の状況を明らかにする書類、 帳簿等を補助対象工事が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。 (審査委員会)
- 第19条 本事業を効果的に運用するため、築上町廃屋対策事業審査委員会(以下「委員会」という。) を置く。
- 2 委員会の委員は、副町長のほか課長等の中から町長が指名する。
- 3 委員会に会長を置き、副町長をもって充てる。(その他)
- 第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月30日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第36号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第46号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月17日告示第93号)

この告示は、平成27年9月17日から施行し、平成27年9月1日から適用する。

第1号様式(第3条関係)

 誓約書

 年月日

 築上町長様

 申請者住所 氏名 連絡先

私は、築上町老朽危険空き家除却費補助金の交付申請にあたり、下記物件にかかる紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、町に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

記

- 1. 建物の所在地 築上町大字
- 2. 建物の所有者又は管理者氏名
- 3. 所有者との続柄

以上

※印は実印とし、印鑑証明を一部提出してください。

第2号様式(第8条関係)

(表面)

築上町老朽危険空き家除却費補助金交付申請書

年 月 日

築上町長 様

申請者 住 所 氏 名 連絡先

築上町補助金等交付規則第3条及び築上町老朽危険空き家除却費補助金交付要 綱第8条の規定により、築上町老朽危険空き家除却費補助金の交付について、次 のとおり申請します。

本申請を行うにあたり、町税等の収納状況について、調査することに同意します。 また、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違すること が判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されること について同意します。

なお、誓約事項の確認のため、福岡県警察本部へ申請者情報に関する照会がな される場合があることを承諾するとともに、申請内容の確認及び他の補助制度の 活用状況について、町長が関係機関へ調査することに同意します。

補助年度	年度	
補助対象建築物の 所在地	築上町大字	
補助対象経費の 算出方法	補助対象工事の見積金額 円(①) 標準建設費による上限 補助対象工事の床面積 m² 木造 m²× 円/m²= 円(②) 鉄骨造 m²× 円/m²= 円(②)	
補助対象経費	(③) 円 (①又は②のいずれか少ない額)	
交付申請額の 算出方法	補助対象経費(③) 円×0.5= 円(④) 補助上限額 500,000円(⑤)	
交付申請額	(④又は⑤のいずれか少ない額の 円 1,000円未満を切り捨て)	

	(裏面)	
添付書類	□ 工事計画書(第3号様式)□ 工事見積書(内訳明細の付いたもの)□ 現況写真□ その他()□ 以下は必要に応じて添付]□ 委任状	

誓約事項

- 1 私は、築上町暴力団排除条例(平成22年条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。) に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- 2 私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
 - (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、 又は協力した者
 - (2) 暴力団員が役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、 暴力団の威力を利用した者
 - (4) 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
 - (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等 社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは 警察等捜査機関が確認した者

第3号様式(第8条関係)

工事計画書

		_ , , , , ,
発注者	住 所:	
(申請者)	氏 名:	®
	所 在	地:築上町大字
	建築年	次: 年建築
	用途(種類	頁):□戸建住宅 □長屋住宅(戸)
		□共同住宅 □併用住宅
7th Me th. or lost me		□その他 ()
建築物の概要	建築面	積: m²
	延べ面	積: m²
	階	数: 階
	構	造: 造 建て
	門・塀の有	無:□有・□無
	□ 建築物	1のすべてを除却
	門・塀の	除却 (□除却する・□除却しない)
工事の概要	□ 長屋住	宅の一戸を除却
	※長屋住宅	の一戸を除却する場合は、除却を行う箇所の
	図面を添	付してください。
	本店所在地	
	又は住所	
	商号及び代	
	表者名又は	
	個人氏名	印
		□ 建設業許可
受注予定者		□ 国土交通大臣 · □ 福岡県知事
(施工予定者)	-tr	(一)第 号(工事業)
	許可番号	主任 (監理) 技術者の氏名:
	(登録番号)	□ 解体工事業登録
		福岡県知事 一 第 号
		技術管理者の氏名:
	担当者名	
	連絡先	
工事見積額	金	- 円 ※消費税相当額を除く
予定工期	年	
J VC 11. 291	1	7 7 7

第4号様式(第9条関係)

 築環第
 号

 年
 月

 日

補助金交付決定通知書

様

築上町長

印

年 月 日付で申請のあった築上町老朽危険空き家除却費補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、築上町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助対象建築物の 所在地	築上町大字
交付決定金額	円
交付条件	 申請の内容(請負金額及び除却を行う箇所の変更など)を変更する場合は、町長の承認を受けること。 補助対象工事を中止する場合は町長に届出をすること。 本通知を受けた日から起算して60日以内に補助対象工事を完了すること。 補助対象工事が予定の期間内に終了しない場合又は補助対象工事の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。 工事完了報告書に工事代金領収書の写しを添付しなかった場合は、工事代金を支払ったときに、速やかに当該領収書の写しを町長に提出すること。 補助対象工事が建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事である場合には、同法第10条第1項に規定する届出をすること。 工事完了後の跡地を、周囲に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。

第5号様式(第9条関係)

	築環第	售	号
	年	月	日
補助金不交付決定通知書			
様			

築上町長 印

年 月 日付で申請のあった築上町老朽危険空き家除却費補助金の交付については、次のとおり交付することが不適当と認めましたので、築上町 老朽危険空き家除却費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

補助対象建築物の 所在地	築上町大字
交付することが 不適当と認めた理由	

第6号様式(第11条関係)

(表面)

補助金交付申請変更承認申請書

年 月 日

築上町長 様

申請者 住 所 氏 名

Ø

連絡先

築上町老朽危険空き家除却費補助金交付申請の内容を変更しましたので、築上 町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとお り申請します。

クイ明しよう。	
交付決定通知番号 及び年月日	築環第 号 年 月 日
補助年度	年度
補助対象建築物の 所在地	築上町大字
変更前の内容	
変更後の内容	
変更をする理由	
変更年月日	年 月 日

(裏面)

変更後の補助対象 経費の算出方法	補助対象工事の見積金額 円(①) 標準建設費による上限 m² 補助対象工事の床面積 m² 木造 m²× 円/m²= 円(②) 鉄骨造 m²× 円/m²= 円(②)
変更後の補助対象 経費	(③) 円 (①又は②のいずれか少ない額)
変更後の交付申請額 の算出方法	補助対象経費(③) 円×0.5= 円(④) 補助上限額 500,000円(⑤)
変更後の交付申請額	円 (④又は⑤のいずれか少ない額 の1,000円未満を切り捨て)
添付書類	□ 変更後の工事計画書(第3号様式) □ 変更後の工事見積書の写し □ その他()

第7号様式 (第11条関係)

 築環第
 号

 年
 月
 日

補助金交付申請変更承認通知書

様

築上町長

印

年 月 日付で申請のあった築上町老朽危険空き家除却費補助金 交付申請の内容の変更については、次のとおり承認しましたので、築上町老朽危 険空き家除却費補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

補助対象建築物の 所在地	築上町大字
計画変更前の内容	
計画変更後の内容	
変更後の 交付決定金額	
承認条件	

第8号様式(第11条関係)

補助金交付申請変更不承認通知書

様

築上町長 印

年 月 日付で申請のあった築上町老朽危険空き家除却費補助金 交付申請の内容の変更については、次のとおり不承認としましたので、築上町老 朽危険空き家除却費補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

補助対象建築物の 所在地	築上町大字
計画変更前の内容	
計画変更後の内容	
不承認とした理由	

第9号様式(第12条関係)

		補助金交付申請	事取下に	ず書			
Mr. I. mar Et	136				年	月	日
築上町長	禄	申請者	住 彦	Ť			
			氏 名連絡先				A
			~	-			

築上町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり取下げます。なお、提出済みの書類に関しては返却を求めません。

交付決定通知番号 及び年月日	築環第 号 年 月 日
補助年度	年度
補助対象建築物の 所在地	築上町大字
取下げ理由	

第10号様式(第13条関係)

 築環第
 号

 年
 月

 日

補助金交付決定取消通知書

様

築上町長 印

年 月 日付届出により、 築環第 号 年 月 日付で通知 した築上町老朽危険空き家除却費補助金の交付決定については、次のとおり取消 しましたので、築上町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱第13条の規定によ り通知します。

補助対象建築物の 所在地	築上町大字
取り消した内容	
取り消した理由	

第11号様式 (第14条関係)

	工事完了報	B 告 書	Ė			
1 *				年	月	日
1来	申請者	住	所			
						Ø
	様	様	様 申請者 住 氏	様 申請者 住 所 氏 名	年 様 申請者 住 所 氏 名	年 月 様 申請者 住 所 氏 名

築上町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり報告します。

交付決定通知番号	築環第 号							
及び年月日			年		月	日		
補助年度						年度		
補助対象建築物の 所在地	築上町	丁大字						
工事完了年月日			年	J	目	日		
交付決定金額						円		
	補助対	象工:	事の精算	章額			円 (①)	
地里是公司	標準疑	建設費	による_	上限				
補助対象経費精算額の算出方法	補助対	補助対象工事の床面積 m ²						
○ 外 山 ハ 仏	木造		$ m m^2 imes$		Р.	$/ m^2 =$	円 (②)	
	鉄骨造	<u> </u>	$ m m^2 imes$		円	/ m²=	円 (②)	
補助対象経費精算額	(3)		F	円	(①)	ては②のいっ	げれか少ない額)	
		工事	請負契約	約書の	の写し	,		
			完了写真	-				
添付書類	□ 工事完了証明書(第12号様式)							
	□ 工事代金領収書又は請求書の写し(内訳明細のわ							
			もの)					
		その	他 ()	

第12号様式(第14条関係)

		工事完了証	明書			
1.	工事発注者	住所 氏名				
2.	工事場所	築上町大字				
3.	工事内容	□ 長屋住宅の- ※長屋住宅の-	『(□除却した -戸を除却	場合は、		
4.	工事期間	工事着手日工事完了日	年年	月月	日日	
上記	己のとおり建築物を除	余却したことを証明	します。			
	年 月	日				
	工事施工者 所在地(作 商号及び付 連絡先	主所) 弋表者名(個人氏名	· (1)		Ē	Ŋ

第13号様式(第16条関係)

 築環第
 号

 年
 月

 日

補助金確定通知書

様

築上町長 印

年 月 日付で完了報告のあった補助対象工事については、次の とおり補助金の額を確定しましたので、築上町老朽危険空き家除却費補助金交付 要綱第16条の規定により通知します。

交付決定通知番号 及び年月日	築環第 号 年 月 日
補助年度	年度
補助対象建築物の 所在地	築上町大字
交付決定金額	円
補助対象経費 精算額	円
交付確定金額	円

第14号様式 (第17条関係)

	補助金	交付請	求書		
築上町長 様	F		E 所 元 名 基絡先	年	月 F
築上町老朽危険空 り補助金を請求しま	Eき家除却費補助を ます。	金交付要綱	関第17条の規定	により、	次のとお
1. 住宅の所在地	築上町大字				
2. 確定番号	平成 年)	月 日	築環第	号	
3. 請求額			円		
4. 振込先					
	銀行・農協 信金・信組			本店	舌・支店
□普通 □当座	口座番号		名義人(フリガ	ナ)	